

[1] 「無線局」の定義として、正しいものはどれか。次のうちから選べ。

- 1 無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。
- 2 無線設備及び無線従事者の総体をいう。ただし、発射する電波が著しく微弱で総務省令で定めるものを含まない。
- 3 無線設備及び無線設備の操作の監督を行う者の総体をいう。
- 4 無線設備及び無線設備を管理する者の総体をいう。

[2] 次の記述は、「レーダー」の定義である。電波法施行規則の規定に照らし、 内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

「レーダー」とは、決定しようとする位置から反射され、又は再発射される無線信号と  との比較を基礎とする無線測位の設備をいう。

- 1 基準信号
- 2 応答信号
- 3 同期信号
- 4 標識信号

[3] 総務大臣が無線従事者の免許を与えないことができる者はどれか。次のうちから選べ。

- 1 無線従事者の免許を取り消され、取消の日から2年を経過しない者
- 2 刑法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 3 日本の国籍を有しない者
- 4 無線従事者の免許を取り消され、取消の日から5年を経過しない者

[4] 総務大臣が無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができるのはどの場合か。次のうちから選べ。

- 1 無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認めるとき。
- 2 運用の停止を命じた無線局を運用していると認めるとき。
- 3 無線局が免許状に記載された空中線電力の範囲を超えて運用していると認めるとき。
- 4 無線局の発射する電波が他の無線局の通信に混信を与えていると認めるとき。

[5] 無線局の免許人が電波法又は電波法に基づく命令に違反したときに総務大臣が行うことができる処分はどれか。次のうちから選べ。

- 1 無線局の運用の停止
- 2 再免許の拒否
- 3 通信の相手方又は通信事項の制限
- 4 電波の型式の制限

[6] 無線局の免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、どうしなければならないか。次のうちから選べ。

- 1 免許状を総務大臣に提出し、訂正を受ける。
- 2 速やかに免許状を訂正し、その後最初に行われる無線局の検査の際に検査職員の確認を受ける。
- 3 速やかに免許状を訂正し、遅滞なくその旨を総務大臣に報告する。
- 4 遅滞なく免許状を返納し、免許状の再交付を受ける。

[7] 無線局を運用する場合においては、遭難通信を行う場合を除き、電波の型式及び周波数は、どの書類に記載されたところによらなければならないか。次のうちから選べ。

- 1 免許状
- 2 無線局の免許の申請書の写し
- 3 無線局事項書の写し
- 4 免許証

[8] 一般通信方法における無線通信の原則として無線局運用規則に定める事項に該当しないものはどれか。次のうちから選べ。

- 1 無線通信は、長時間継続して行ってはならない。
- 2 必要のない無線通信は、これを行ってはならない。
- 3 無線通信に使用する用語は、できる限り簡潔でなければならない。
- 4 無線通信を行うときは、自局の識別信号を付して、その出所を明らかにしなければならない。

[9] 無線電話通信において、応答に際して直ちに通報を受信することができない事由があるときに応答事項の次に送信することになっている事項はどれか。次のうちから選べ。

- 1 「お待ちください」及び分で表す概略の待つべき時間
- 2 「お待ちください」及び通報を受信することができない理由
- 3 「どうぞ」及び通報を受信することができない理由
- 4 「どうぞ」及び分で表す概略の待つべき時間

[10] 次の記述は、船舶局の機器の調整のための通信について述べたものである。電波法の規定に照らし、 内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

海岸局又は船舶局は、他の船舶局から無線設備の機器の調整のための通信を求められたときは、、これに応じなければならない。

- 1 支障のない限り
- 2 一切の通信を中止して
- 3 責任者の許可を得て
- 4 遭難通信を行っている場合を除き

[11] 船舶局が無線電話通信において遭難通報を送信する場合の送信事項に該当しないものはどれか。次のうちから選べ。

- 1 遭難した船舶の乗客及び乗組員の氏名
- 2 「メーデー」又は「遭難」
- 3 遭難した船舶の位置、遭難の種類及び状況並びに必要とする救助の種類その他救助のため必要な事項
- 3 遭難した船舶の名称又は識別

[12] 緊急通信は、どのような場合に行うか。次のうちから選べ。

- 1 船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥るおそれがある場合その他緊急の事態が発生した場合
- 2 船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥った場合
- 3 船舶又は航空機の航行に対する重大な危険を予防するために必要な場合
- 4 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災等が発生した場合